認定プログラムの名称	JCSS（国際 MRA 対応）
認定識別	JCSS 0346 Calibration
認定された適合性評価機関の名称	株式会社村田製作所　野洲事業所
法人の名称	株式会社村田製作所 法人番号 4130001030475
問い合わせ窓口	品質保証統括部　信頼性技術センタ　信頼性技術４課 TEL：077-586-8673　　FAX：077-586-8768

20240514評 基 第 005 号
2024 年 10 月 13 日

認　定　証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JCSS 認定プログラムの校正事業者として認定する。

認　定　識　別：JCSS 0346 Calibration
適合性評価機関の名称：株式会社村田製作所　野洲事業所
法 人 の 名 称：株式会社村田製作所
適合性評価機関の所在地：滋賀県野洲市大篠原 2288 番地
認　定　範　囲：質量、温度、湿度（詳細は別紙のとおり）
認定要求事項：ISO/IEC 17025:2017
認定スキーム文書（JCSS 認定）に記載した認定要求事項
認 定 発 効 日：2024 年 10 月 13 日
認定の有効期限：2028 年 10 月 12 日
初回認定発効日：2020 年 10 月 13 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 堀坂和秀

・IAJapan(独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター)は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及び APAC(アジア太平洋認定協力機構)の MRA(相互承認取決め)に署名している認定機関です。
・相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準（該当する国際規格）適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項（方針）を指します。
・この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです（2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照）。
・IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

登録（認定）に係る区分：質量
法律に基づく初回登録年月日：2021 年 10 月 29 日
国際 MRA 対応初回認定発効日：2021 年 10 月 29 日
校正手法の区分の呼称［登録更新（認定発効）年月日］：分銅等［2024 年 10 月 13 日］
恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正
校正測定能力

校正手法の区分の呼称#	種類	校正範囲	拡張不確かさ（信頼の水準約 95 %）
分銅等	分銅	20 kg	10 mg
		10 kg	5 mg
		5 kg	2.6 mg
		2 kg	1.0 mg
		1 kg	0.5 mg
		500 g	0.26 mg
		200 g	0.10 mg
		100 g	0.05 mg
		50 g	0.03 mg
		20 g	0.025 mg
		10 g	0.020 mg
		5 g	0.016 mg
		2 g	0.012 mg
		1 g	0.010 mg
		500 mg	0.0080 mg
		200 mg	0.0060 mg
		100 mg	0.0050 mg
		50 mg	0.0040 mg
		20 mg	0.0030 mg
		10 mg	0.0025 mg
		5 mg	0.0020 mg
		2 mg	0.0020 mg
		1 mg	0.0020 mg

#校正の方法は、全て自社で開発された手順です。

登録（認定）に係る区分：温度
法律に基づく初回登録年月日：2020 年 10 月 13 日
国際 MRA 対応初回認定発効日：2020 年 10 月 13 日
校正手法の区分の呼称［登録更新（認定発効）年月日］：接触式温度計［2024 年 10 月 13 日］
恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正
校正測定能力

校正手法の区分の呼称#	種類	校正範囲		拡張不確かさ（信頼の水準約 95 %）
接触式温度計	抵抗温度計（定点校正法）	白金抵抗温度計（25 Ω、100 Ω）	水の三重点	1.6 mK
	熱電対（比較校正法）	R、K	500 ℃以上 1100 ℃以下	1.3 ℃
		E	500 ℃以上 700 ℃以下	1.3 ℃
	指示計器付温度計（比較校正法）	-80 ℃以上 140 ℃以下		0.03 ℃
		140 ℃超 420 ℃以下		0.04 ℃

#校正の方法は、全て自社で開発された手順です。

登録（認定）に係る区分：湿度
法律に基づく初回登録年月日：2024 年 10 月 13 日
国際 MRA 対応初回認定発効日：2024 年 10 月 13 日
校正手法の区分の呼称［登録（認定発効）年月日］：湿度測定器等［2024 年 10 月 13 日］
恒久的施設で行う校正／現地校正の別：恒久的施設で行う校正
校正測定能力

校正手法の区分の呼称#	種類	校正範囲		拡張不確かさ（信頼の水準約 95 %）
湿度測定器等	露点計	露点 -10 ℃以上 23 ℃以下		露点 0.20 ℃
	電子式湿度計	校正温度 10 ℃以上 25 ℃以下 ただし、露点-10 ℃以上 23 ℃以下相当の相対湿度	相対湿度 10 %以上 20 %以下	相対湿度 0.6 %
			相対湿度 20 %超 40 %以下	相対湿度 0.7 %
			相対湿度 40 %超 60 %以下	相対湿度 0.9 %
			相対湿度 60 %超 80 %以下	相対湿度 1.2 %
			相対湿度 80 %超 95 %以下	相対湿度 1.4 %

#校正の方法は、全て自社で開発された手順です。